

神田外語大学 奨学金制度(留学生対象を除く)

奨学金の名称	形式	候補者となる主な条件	対象者の選考方法	給付・貸与金額	主な留意事項
全学部対象	給付型	学業成績及び人物ともに優秀で、且つ次の各号のいずれかに該当する学生または団体 (1)大学が国際人育成を目的として特別に企画・募集する海外研修、留学、インターンシップ、ボランティア活動等に参加する学生または団体 (2)自主的な学習や諸活動における努力やチャレンジ精神の発揮等により、在学期間中に他の学生の模範となる特に優れた実績等をあげた学生または団体 (3)その他の本奨学金の対象として適当であると認められた学生または団体	関係委員会等の審査を経て、学長の推薦に基づき選考される。	支給額は別に定める。	次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、奨学金の支給が取り消されたり、支給後であれば、既に支給した奨学金の全部又は一部の返還を求める場合がある。 (1)退学したとき、又は除籍されたとき (2)本学園の規則等に違反し、懲戒免職を受けたとき (3)成績不良により進級あるいは卒業ができなかつたとき (4)提出書類に虚偽の記載があつたことが判明したとき (5)その他奨学生として資格を欠くに至つたとき
	貸与型	以下の全てに該当する者 (1)4年次の学生であること(申請は3年次の3月から認める) (2)学費支弁者の死亡、失職などの事情に起因する経済状況の変化等により学業の継続が困難になった者 (3)3年次修了時、卒業見込み証明書発行条件を満たす単位数を修得していること (4)GPAが2.0以上であること (5)3年次までの学納金を完納していること	申請のあった学生から、学長の推薦に基づき選考される。	貸与金額の上限は、諸会費を含めた1年間分の学納金額とする。 奨学金は、卒業年度の翌年度から11月以内に返済(月賦・半年賦・年賦)しなければならない。ただし、希望者には卒業後半年間の猶予期間を認める。	(1)貸与された奨学金の利息は、無利息とする。 (2)貸与を受ける者は、独立した生計を営み、返済能力のある者を保証人として立てなければならない。 (3)奨学金の返済義務を怠った者に対しては卒業を取り消す場合がある。
外国语学部対象	給付型	(1)認定留学(休学による留学は含まない)を利用し、かつ以下の全てに該当する者 (2)2年次から4年次までの学生であること (3)留学の期間が3ヵ月以上12ヵ月以内であること(ただし、本学のダブルディグリー制度を利用した場合に限り、その上限は本学の4学期間とする) (4)本学学費を納入期間までに全額納入済みであること (5)認定留学申請書類一式を指定期日までに提出済みであること (6)認定留学終了後、「留学に伴う単位認定願兼留学終了届」を指定期日までに提出すること	申請のあった学生から、国際交流委員会及び教授会の議を経て学長の推薦に基づき選考される。	15~50万円(ダブルディグリー制度では最大100万円)	(1)奨学金の支給は、在学中1回限りとする。ただし、3ヵ月以上半年以内の期間の留学を間欠的に2度した場合に限り、合計2回支給される。
	給付型	以下の全てに該当する者 (1)在学中に本学が指定する資格を取得した者 (2)正規時期に卒業できる者 (3)学業成績及び出席状況に問題がなく、在学中に本学の定める規則・指示に従つて他の学生の模範となり奨学金を授与する対象と認められること	申請のあった学生から、学長の推薦に基づき選考される。	TOEFL 600(iBT 100)点 100,000円 TOEFL 580(iBT 92)点 30,000円 TOEIC 900点 50,000円	(1)正規卒業不可の処置を受けた場合や、成績不振などの学生としての素行が好ましくないと認められた場合は、受給者の資格を失うものとする。
	給付型	規定された放送大学の履修科目で単位を取得した者	申請のあった学生から、学長の推薦に基づき選考される。	該当する科目的授業料相当額	(1)この規則により奨学金を支給する対象の科目は別に定める。
グローバル・リベラルアーツ学部対象	給付型	(1)一般選抜(一般入試、共通テストプラス入試、および共通テスト利用入試)を受験し合格となった者で、その成績が当該入学試験合格者の上位者であること (2)2年次修了時までに60単位以上を修得していること (3)15名以内	グローバル・リベラルアーツ学部運営委員会の議を得て、学長が決定する。	最大200万円(3年次SUNY留学費用充当分)	(1)入学試験成績優秀者特別奨学金と1・2年次成績優秀者特別奨学金の重複受給は不可。 (2)支給時期は、SUNY留学年次。6月末日までに支給。 (3)次のいずれかに該当する場合は、支給済み奨学金の返還を求める場合がある 1.転学部、退学、除籍したとき 2.申請書類等に虚偽の記載があつたとき 3.懲戒を受けたとき 4.学費の納入期日までに納付が完了していないとき 5.3年次長期留学における途中帰国 6.3年次長期留学における所定単位未取得での帰国
	給付型	(1)入学試験成績優秀者特別奨学金を受給していないこと (2)2年次修了時までに60単位以上を修得していること (3)1・2年次の平均GPAが3.0以上で、かつ特待生奨学金受給者をのぞく上位6名以内であること	グローバル・リベラルアーツ学部運営委員会の議を得て、学長が決定する。	100万円	